

船舶事故等調査報告書

平成24年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第91号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成24年7月7日 12時56分ごろ	
発生場所	鳴門海峡の中瀬付近 徳島県鳴門市所在の鳴門飛鳥灯台から真方位041°750m付近 (概位 北緯34°14.3′ 東経134°39.3′)	
事故等調査の経過	平成24年7月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 ^{チュン シン} CHUN XING (カンボジア王国籍)、1,292トン	
船舶番号、船舶所有者等	8403741 (IMO番号)、COASTAL BREEZE LIMITED	
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍）、免状不詳	
死傷者等	なし	
損傷	舵が損傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか8人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、京浜港東京区でスクラップ約956tを積載して中華人民共和国に向かい、南流時の鳴門海峡を約7～8ノット（kn）の対地速力で北西進した。</p> <p>本船は、大鳴門橋の中央付近を通過して間もなく南流により北西進できなくなり、大鳴門橋の南側に圧流されて船首が右に振られ、中瀬付近の浅所に向けて東進し、平成24年7月7日12時56分ごろ中瀬南側の一ツ^{ばえ}の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、13時05分ごろ国際VHF無線電話により海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、17時55分ごろ自力離礁して兵庫県南あわじ市門崎の北西方600m付近で錨泊し、7月22日に舵の修理のためにタグボートにえい航されて中華人民共和国へ向かった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の初期、潮流 南流約7～8kn</p>	
その他の事項	本船は、燃料油の流出及び浸水はなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>本船は、南流時の鳴門海峡大鳴門橋付近を北西進中、約7～8knの潮流により南方に圧流されたことから、同海峡の中瀬南側の一ツ^{ばえ}の浅所に乗り揚げたものと考えられるが、圧流された状況については、本船から情報を入手することができなかったため、明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、本船が、南流時の鳴門海峡大鳴門橋付近を北西進中、約7～8knの潮流により南方に圧流されたため、同海峡の中瀬南側の一ツ ^{ばえ} の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	